

令和3年度国の政策等に対する政策提言項目(案)一覧【中山間対策関連】

資料4-4

番号	分類	新規 項目 ○	知事 対応 ★	項目名	部局等名	課名
1	総合的な対策		★	地方税財源の充実・強化	総務部	財政課
2	その他		★	地域の情報通信基盤の整備促進	総務部	情報政策課
3	健康・福祉の充実			中山間地域等をはじめとする遠隔地への障害福祉サービスを提供する事業所への支援の拡充	地域福祉部	障害福祉課
4	総合的な対策	○	★	「地方への新しいひとの流れをつくる」ための送り出し機能の強化	産業振興推進部	移住促進課
5	総合的な対策	○	★	新たな過疎対策法の制定及び支援制度のあり方について	中山間振興・交通部	中山間地域対策課
6	生活環境づくり	○		鳥獣被害対策に対する特別交付税措置について	中山間振興・交通部	鳥獣対策課
7	生活環境づくり	○	★	公共交通ネットワークの骨格となる鉄道を維持する仕組みの確立	中山間振興・交通部	交通運輸政策課
8	総合的な対策	○		小規模事業者の事業承継を円滑に進める支援策の充実	商工労働部	経営支援課
9	1次産業の活性化		★	産地生産基盤パワーアップ事業の継続と予算の確保	農業振興部	農業イノベーション推進課
10	1次産業の活性化		★	農業・農村を支える基盤整備事業の推進	農業振興部	農業基盤課
11	1次産業の活性化		★	畜産クラスター事業の継続と事業内容の拡充	農業振興部	畜産振興課
12	1次産業の活性化			林業・木材産業を支える人材の育成支援の充実	林業振興・環境部	森づくり推進課
13	1次産業の活性化	○	★	林業分野における外国人材の活用	林業振興・環境部	森づくり推進課
14	1次産業の活性化	○	★	デジタル技術を活用したスマート水産業の推進	水産振興部	水産政策課
15	1次産業の活性化		★	漁業の担い手確保対策の強化	水産振興部	漁業振興課
計		7	11			

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
1	総合的な対策		★	地方税財源の充実・強化	<p>①地方一般財源の総額確保</p> <p>②防災・減災、国土強靱化等に必要な財源の確保</p> <p>③条件不利地域や財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置</p>	総務部	財政課	総務省	<p>昨年度、「地方税財源の充実・強化」について、提言を実施。令和2年度地方財政計画において以下のとおり措置された。</p> <p>・一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、前年度を0.7兆円増額(令和元年度62.7兆円→令和2年度63.4兆円)</p> <p>・「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和元年度に引き続き1兆円を確保</p> <p>・偏在是正措置により生じる税源の全額を活用して地方団体が地域社会の維持・再生に向けた施策に取り組むための「地域社会再生事業費」や、防災・減災対策として地方団体が実施する河川等の浚渫を推進するための「緊急浚渫推進事業費」を創設</p>	<p>・令和2年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額が令和元年度の水準を0.7兆円上回る額で確保されるなど、厳しい地方財政への配慮がなされたところ。しかしながら、依然として4.5兆円余りの財源不足が見込まれていることや3.1兆円余りの臨時財政対策債の発行など、一般財源総額の確保は引き続き厳しい状況。</p> <p>・増嵩する社会保障関係費のほか、南海トラフ地震などの災害への備え、地方創生・人口減少対策への取組などに対応していくには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要。</p>	
2	その他		★	地域の情報通信基盤の整備促進	<p>5Gや光ファイバの整備促進のための通信事業者に対する支援等</p> <p>① 通信事業者が中山間地域等の条件不利地域に整備を行う場合のインセンティブを拡充すること。 ・携帯電話等エリア整備事業において、無線通信事業者が主体となって特定基地局等の施設整備を行う場合を補助対象として追加するとともに、十分な予算を確保 ・5G投資促進税制に中山間地域等の条件不利地域における整備に関するメニューを追加 ・高度無線環境整備事業について、十分な予算を確保 等</p> <p>② ユニバーサルサービス制度を見直し、5Gに関する施設や光ファイバの維持管理に要する経費について、対象とすること。</p> <p>③ 平成31年4月10日の「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定」において認定された内容のうち、各無線通信事業者の市町村単位の特定基地局数等、具体的な整備計画を公開すること。</p>	総務部	情報政策課	内閣府 内閣官房 総務省	<p>令和元年7月に知事が内閣府、内閣官房、総務省に対し政策提言を実施。(結果)</p> <p>・5Gが携帯電話等エリア整備事業の対象に追加された。</p> <p>・5Gの伝送路となる光ファイバ網(地方公共団体が事業主体となる場合)に関し、ユニバーサルサービスに準じて維持する負担金制度について、検討が開始されることとなった。</p>	<p>○ 5Gや光ファイバは、今後の中山間地域における生活基盤の確保や産業振興の取組、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて重要性が再認識された在宅勤務・遠隔授業・遠隔医療等の高度化に必須のインフラとなることが見込まれる。</p> <p>5Gについては、国の定めた整備指針により10kmメッシュ単位での整備を行うことが審査基準とされるなど、中山間地域での整備促進に一定の配慮がなされている。しかしながら、現在の特定基地局免許の付与状況についても、もっぱら大都市圏に偏在しており、今後も需要の大きい都市部に重点を置いた整備が予想され、格差が拡大していくことが懸念される。また、光ファイバについても、中山間地域においては未整備地域が残っている。</p> <p>これ以上の地域間格差の拡大を抑制するためには、通信事業者による中山間地域への整備を誘導する補助制度や5G投資促進税制の拡充、ユニバーサルサービス制度の見直しを行い、中山間地域への整備の呼び水にすることが必要である。また、現状、5G基地局の具体的な開設計画が公表されていないが、地方公共団体が地域の実情に即した整備について無線通信事業者と連携することができるよう、計画の公表が必要である。</p>	提言内容等については、現在調整中
3	健康・福祉の充実			中山間地域等をはじめとする遠隔地への障害福祉サービスを提供する事業所への支援の拡充	<p>障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支えるため、障害福祉サービス事業所が少ない中山間地域等において、遠隔地にある事業所が通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行う場合、この移動にかかるコストを、障害福祉サービス等報酬において適切な評価を行うなど、必要な措置を講じるよう提言する。</p>	地域福祉部	障害福祉課	厚生労働省	<p>&lt;政策提言の状況&gt;</p> <p>・H22～H26 中山間地域における障害福祉サービスの充実(地域福祉部長)</p> <p>【成果】H27報酬改定において、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型)の「送迎加算」について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな加算区分(送迎加算(Ⅱ))が創設された。</p> <p>&lt;県単独補助事業の状況&gt;</p> <p>・ニーズに合った在宅サービスを受け続けることができる環境整備を促進するため、「障害福祉サービス等確保支援事業費補助金(中山間地域障害福祉サービス確保対策事業)」により、遠距離の利用者に対して居宅サービスを提供した訪問系事業所へ助成を実施(H23～)</p>	<p>・中山間地域では、公共交通機関が発達していないため、通所サービスを利用するためには送迎が必要であるが、利用者が広範囲に点在していることから、日中活動系サービス事業所では送迎に係る費用や時間、人員配置の負担が大きい。</p> <p>・中山間地域の市町村では、日中活動系サービス事業所に利用者が継続的に通所するため、送迎費用の単独助成を行っており、負担が増大している。</p> <p>・H30報酬改定において、通所系サービスの「送迎加算」(Ⅰ)(Ⅱ)について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図るとして見直しされ、加算単位が減少した。 ※ 送迎加算(Ⅰ) 27単位/回 → 改定後 21単位/回 送迎加算(Ⅱ) 13単位/回 → 改定後 10単位/回</p> <p>・中山間地域であっても、住み慣れた場所で障害福祉サービスを利用しながら生活できるように、サービスの確保と継続利用ができる支援が必要。</p>	

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
4	総合的な対策	○	★	「地方への新しいひとの流れをつくる」ための送り出し機能の強化	<p>1. テレワークやリモートワークの促進による地方への送り出し機能の強化 (1)地方におけるテレワークやリモートワーク拠点の整備を支援する制度の拡充 (2)地方でテレワークやリモートワークを実践する人材への移住支援金の支給</p> <p>2. 副業・兼業を希望する都市部人材の地方への送り出し機能の強化 (1)副業・兼業を希望する都市部人材と地方企業のマッチングの仕組みの構築 (2)地方での副業・兼業機運のさらなる醸成</p>	産業振興推進部	移住促進課	内閣府 内閣官房 総務省 経済産業省	<p>&lt;政策提言の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R元 地域地域で若者が安心して暮らし続けられる地方創生の実現(知事)</li> <li>・H30 地方移住を推進するための情報発信と送り出し機能の強化(知事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方でのテレワーク、リモートワークや地方企業等との副業・兼業を実践する都市部人材は、地域の担い手としての活躍にとどまらず、将来的な移住にもつながることから、地方自治体も、創出・拡大に向けた取り組みをはじめている。</li> <li>・「新しい生活様式」の実践例として推奨されている取り組みの中でも、テレワークやリモートワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にすることから、地方へのひとや仕事の流れを促すものとして期待されている。</li> <li>・こうした地方への新しいひとの流れをつくる取り組みをさらに推進するため、国として、地方への送り出し機能を強化することが必要。</li> </ul>	
5	総合的な対策	○	★	新たな過疎対策法の制定及び支援制度のあり方について	<p>1 新たな過疎対策法の制定 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるなか、人口減少や高齢化が進行し、依然として厳しい状況にある過疎地域の様々な課題の解決に向けた取り組みを推進していくため、時代の趨勢に合った新たな過疎対策法の制定を提言します。</p> <p>2 新たな過疎対策法における対策の充実・強化 新たな過疎対策法の制定にあたっては、将来にわたりそれぞれの地域で暮らし続けることができるよう、「過疎地域の個性的価値ある存続」を理念とし、次のような対策を講じるよう提言します。</p> <p>(1) 過疎市町村の財政基盤強化 過疎対策事業債を拡充するとともに、地方創生関係交付金や地方交付税等の予算を十分に確保し、過疎市町村の財政基盤を強化すること。</p> <p>(2) 過疎対策の対象地域の維持・拡充 ① いわゆる「一部過疎地域」については、全国に恩恵をもたらす多面的・公益的機能やその価値は過疎地域と同等であり、「一部過疎」の取扱いを継続すること。 ② 過疎地域と同様に人口減少や高齢化が進んでいるものの、人口要件をわずかに満たさない地域を「過疎地域に準ずる地域」として新たに位置付け、過疎対策事業債や補助金のかさ上げなどにおいて、段階的な支援制度を構築すること。</p> <p>(3) 過疎地域に対する支援策の拡充 ① 最先端技術の活用により過疎地域の諸課題を解決するための「5G」の利用環境の早急な整備に向けた支援を拡充すること。 ② 地域運営組織などによる集落機能の維持・再生の仕組みづくりや地域活動の担い手の確保に向けた取り組みに対する支援を拡充すること。</p> <p>(4) 過疎対策における県の役割の明確化と支援措置 新たな過疎対策法において、過疎対策における県の役割を明確化し、県が過疎対策を効果的に推進していくための起債制度などの財政措置を新たに創設すること。</p>	中山間振興・交通部	中山間地域対策課	総務省、 国土交通省、 農林水産省	<p>昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎対策法が制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)</li> <li>・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)</li> <li>・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)</li> <li>・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行)</li> </ul> <p>過疎地域 県内28市町村(一部過疎含む) 過疎対策事業債による支援 (充当率100%、元利償還の70%を交付税措置) 国庫補助金の補助率がさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等) 税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等</p> <p>H22法改正 過疎債の対象拡充(ハード事業の対象拡充、ソフト事業を新たに追加) H26法改正 過疎債の対象拡充(ハード事業) H29法改正 過疎債の対象拡充(ハード事業)</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に法期限が到来。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対して食料・水資源を供給するとともに、農地や山林による防災・減災に貢献するなど、多面的・公益的機能を果たしており、その価値は全国に恩恵をもたらす国民共有の財産となっている。</li> <li>しかしながら、道路等の基盤施設整備や住民生活の基礎的部分で、都市地域との格差解消には至っておらず、依然として全国の過疎地域が人口減少や人口構造の変化等に起因する様々な厳しい課題を抱えている。</li> <li>このため、今後、過疎地域が期待される役割を十二分に発揮するためには、それぞれの過疎地域が抱える課題の解決に資する新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎市町村の財政基盤を強化し、過疎対策を充実・強化させることが必要である。</li> <li>・対象地域として、一部過疎地域を抱える市町村については、同一市町村の区域内の過疎・非過疎地域の格差解消の取り組みを引き続き進めていかなければならない。</li> <li>また、過疎地域と同様に人口減少及び高齢化が進み、厳しい課題を抱えている地域であるにもかかわらず、人口要件をわずかに満たさないために、過疎対策事業債をはじめとする支援制度を活用できない地域は、「過疎地域に準ずる地域」として位置付けて、過疎対策を講じていくことが必要である。</li> <li>・過疎地域への支援策としては、過疎地域が抱える医療や福祉、教育などに関する様々な課題を解決するため、IoTやICT、AIなどの先端技術を活用することが効果的であり、過疎地域にこそ「5G」の利用環境の早急な整備が必要である。</li> <li>また、人口減少・高齢化が顕著である過疎地域では、集落機能の維持や地域活動の担い手の確保などの課題が山積しており、地域運営組織などによる集落の維持・再生に向けた取り組みに対する支援が必要である。</li> <li>・加えて、小規模で財政力の乏しい過疎市町村においては、過疎対策のための様々な施策を、それぞれの市町村が単独で行っても、その効果は限定的なものとなる。</li> <li>したがって、本県のように過疎市町村を多く抱える県においては、県全体の底上げを図るため、県が先導して広域的に市町村の過疎対策を支援する役割を果たすことが重要である。</li> <li>このため、過疎対策における県の役割を法律上明確化するとともに、その役割を果たすための財政措置を講じることが、過疎対策として極めて有効である。</li> </ul>	

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
6	生活環境づくり	○		鳥獣被害対策に対する特別交付税措置について	都道府県が市町村に対して行う鳥獣被害対策のための補助やその他の支援に要する経費、あるいは都道府県が単独で行う捕獲等の被害対策に要する経費についての特別交付税措置の実施	中山間振興・交通部	鳥獣対策課	総務省、農林水産省、環境省	県内全域で被害対策を進めるため、市町村に対する補助事業や鳥獣被害対策専門員の配置などハード・ソフト両面で支援を行うとともに、狩猟期でのシカ捕獲に対する報償金制度を独自に実施し、捕獲数を伸ばしてきた。	都道府県が単独で行う事業は特別交付税措置の対象となっておらず、財政基盤の脆弱な本県にとって大きな負担となっている。 早期にシカやイノシシの生息数を適正な頭数に持って行くとともに、野生鳥獣による農林水産業被害軽減のため、都道府県が行う鳥獣被害対策についての特別交付税措置が必要である。	
7	生活環境づくり	○	★	公共交通ネットワークの骨格となる鉄道を維持する仕組みの確立	<p>1 国鉄分割民営化の際の事業継続スキーム(経営安定基金)による路線維持が極めて厳しくなっている現状を踏まえ、JR四国及びJR北海道の経営の安定化を図るための新たなスキームを構築すること</p> <p>2 1の新たなスキームが構築されるまでの最低限必要な措置として、令和2年度までとされている日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年10月19日法律第136号)に基づく設備投資への助成金や無利子貸付などの支援制度の期限を延長すること。</p> <p>3 国土の維持・発展に不可欠な第三セクター鉄道を含む幹線的な鉄道路線の維持について、地方が主体的に関わることを前提に、国として積極的な関与及び必要な支援を実施すること。</p>	中山間振興・交通部	交通運輸政策課	国土交通省	<p>1 本提言は、平成29年度から国に対して実施してきている。</p> <p>2 第三セクター鉄道への支援については、県単独及び、第三セクター鉄道等道県協議会を通じて、毎年、要望・提言を行ってきた。</p> <p>3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助対象の拡大等、一定の改善はされてきたが、ここ数年は予算の規模の縮小、内示漏れもでてきている。県協議会を通じて、毎年、要望・提言を行ってきた。</p> <p>4 また、国の「鉄道は最後の手段ではなく、バス転換すればいい」という考え方を論破できず、抜本的な改善には至っていない。</p>	<p>○ 会社設立からこれまでの間、JR四国は経営努力を重ね、営業赤字を100億円程度にまで縮減してきた。しかしながら、高速道路の延伸など周辺環境が大きく変化するとともに、分割民営化時の想定を大きく下回る低金利が続き、近年では当初想定されていた運用益が確保できていない状況にある。このため、現状では自助努力にも限界があり、大都市や新幹線などの大きな収益源を有する他のJR会社と比べて、路線を維持する力に大きな格差が生じており、将来に向けて鉄道ネットワークを維持することが厳しい状況になっている。</p> <p>○ また、地方の鉄道を今後維持していくにあたり、その負担については、いずれのJR会社の管内に居住するかによって差があり、四国の住民と他の地域の方々との間で如何ともし難い不均衡が生じるなど、分割民営化当時のスキームが時代に合わなくなっていることは明らか。</p> <p>○ 加えて、本県には、四国の鉄道ネットワークの一翼を担う第三セクター鉄道があり、沿線人口の減少など厳しい経営環境の中でも、県と関係市町村が一体となって幹線路線を維持している。 「大量輸送・速達性・定時性」といった特徴を持つ鉄道は、バスでは代替できない公共交通の骨格として位置付けられるものであり、地域住民の日常生活における移動手段としてはもとより、交流人口の拡大や観光振興など地域活性化を図る上でも大きな役割を果たしている。また、四国全体で一つの鉄道ネットワークを形成していることから、仮に赤字を理由に一部の路線が廃止された場合は、沿線地域のみならず、四国全域に大きな負の影響を及ぼすこととなる。</p> <p>○ このため本県では、四国4県、JR四国等で組織する「四国における鉄道ネットワークのあり方懇談会Ⅱ」での検討を踏まえ、平成31年4月に設置した「高知県鉄道ネットワークあり方懇談会」において、交通事業者等が検討した新たな収益を上げる鉄道利用の活性化策について、県がイニシアティブをとって実行に移している。</p> <p>○ 将来にわたって国土の維持・発展に欠かせない、全国的な鉄道ネットワークを維持していくため、国において、JR四国等への支援スキームを抜本的に再構築するとともに、新たなスキームが構築されるまでの最低限必要な措置として、令和2年度までとされている設備投資への助成金や無利子貸付などの支援制度の期限の延長と、第三セクター鉄道を含む鉄道ネットワークを維持していくための支援を抜本的に強化することが必要と考える。</p>	

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
8	総合的な対策	○		小規模事業者の事業承継を円滑に進める支援策の充実	小規模事業者が多い地方において第三者承継を円滑に進めるためには、事業引継ぎ支援センターの体制を強化するとともに、M&Aの促進に向けた補助制度を充実されるよう提言する。	商工労働部	経営支援課	経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財政課	<p>〈政策提言の状況〉 小規模事業者の事業承継を円滑に進める支援策の充実 H27 小規模事業者が多い地方において第三者承継を円滑に進めるためには、事業引継ぎ支援センターの体制を強化するとともに、M&amp;Aの促進に向けた補助制度を充実されるよう提言</p>	<p>○ 本県の中小企業・小規模事業者数は、2016年までの7年間で4,551者減少し、また、2019年1月時点の本県経営者の平均年齢は、民間の信用調査会社の調査によると、1990年当時より7.1歳高い61.3歳となっており、事業承継は喫緊の課題となっている。</p> <p>○ 国においては、黒字廃業を回避するための「第三者承継支援総合パッケージ」を策定し、今後10年間で60万者の第三者承継の実現を目指すこととされていますが、本県のような小規模事業者が大多数を占める地方では、M&amp;A仲介業者が少なく、第三者承継支援を行う事業引継ぎ支援センターの果たす役割は大きい。</p> <p>○ 本県においても、事業承継ネットワークによる事業承継ニーズの掘り起こしにより、令和元年度の事業引継ぎ支援センターへの譲渡相談件数は前年度の約2倍に増加している。</p> <p>○ 今後とも、小規模事業者の第三者承継を強力に推進するためには、事業引継ぎ支援センターにおいて、多くの相談者に対するきめ細かな支援が不可欠であることから、同センターの体制を充実・強化していく必要がある。</p> <p>○ また、M&amp;A着手金などを補助する制度については、経営基盤が脆弱な小規模事業者のM&amp;A着手を後押しする効果があると考えられることから、国において同様の補助制度を創設することを提言する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で事業引継ぎ支援センターの体制強化が盛り込まれており、今後提言内容を変更する場がある。</p>
9	1次産業の活性化		★	産地生産基盤パワーアップ事業の継続と予算の確保	生産基盤の強化を図ろうとする意欲ある農家の積極的な取り組みを強力に後押しするため、TPP等の動向に関わらず、産地生産基盤パワーアップ事業の継続と、十分な予算の確保を提言	農業振興部	農業イノベーション推進課	農林水産省	<p>H27年度補正予算でTPP関連対策として産地パワーアップ事業が創設された。 〈政策提言の状況〉 H28:産地パワーアップ事業の予算確保と充実(知事) H29:産地パワーアップ事業の継続と予算の確保(知事) H30:産地パワーアップ事業の継続と予算の確保(知事) R元:産地パワーアップ事業の継続と予算の確保(知事)</p> <p>〈これまでの事業活用実績〉 H28:生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス1棟0.6ha)、ニラそぐり機(30台) H29:生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等22棟4.7ha)、集出荷貯蔵施設(ナス選果ライン等)、農産物処理加工施設(くりペースト加工施設)、リース導入機器(ニラそぐり機、環境制御機器等) H30:生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等8棟2.2ha)、集出荷貯蔵施設(ニラ自動包装ライン等)、リース導入機器(ニラそぐり機18台、環境制御装置290戸、ミョウガ養液循環システム棟) R元:生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス等13棟3.2ha)、リース導入機器(ニラそぐり機15台、環境制御装置118戸、ミョウガ養液循環システム等)</p>	<p>・ 本県では、オランダから学んだ環境制御などの先進技術を本県の实情に即して確立するなど生産の拡大、販売力の向上、そして、それを支える担い手を確保し、拡大再生産の好循環につなげていくよう取り組んでいる。</p> <p>・ そうした中、低コスト耐候性ハウスの整備による生産拡大や、環境制御機器の導入による生産性の向上など、効果につながっている。</p> <p>・ 一方で、農業生産・流通現場などでも労働力不足がみられるため、農家での出荷調整機械の導入や、集出荷場での選果ラインの高度化など、省力化機械・機器の導入に意欲的な産地が増えている。</p> <p>・ こうした機運を逃さないよう、産地生産基盤パワーアップ事業を活用して、一定期間、生産基盤を集中的に強化し、競争力のある産地構造への転換につなげていくことが必要。</p> <p>・ また、本県では、現在の取り組みを進化させ、AI・IoT等の先端技術を活用して栽培から出荷、流通までを見通した、Next次世代に向けた取り組みを開始し、さらなる産地強化を目指しているところ。</p> <p>・ そのため、TPP発効に関わらず、担い手の積極的な取り組みを、強力に後押しする産地生産基盤パワーアップ事業の継続と、計画的に取り組むための十分な予算の確保が必要。</p>	

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
10	1次産業の活性化		★	農業・農村を支える基盤整備事業の推進	担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換等による農業の体質強化し、地域で暮らし稼げる農業を展開するために、農業全体を下支えする基盤整備及び農村地域防災減災事業の予算を十分に確保することを提言	農業振興部	農業基盤課	農林水産省	<p>当該予算はH21の民主党による政権交代により、H22当初予算は約1/2に大幅減となった。その後、自民党の政権交代により一旦民主党政権交代前の水準まで戻すが、再び減少し、H29当初予算+H28補正予算で復活した。R元予算(補正含む)も同水準を確保している。</p> <p>&lt;政策提言の状況&gt;                      H24:きめ細かな農業生産基盤整備の推進(部長)                      H25:農業生産基盤整備に伴う農家負担の軽減支援(知事)                      H26:農村地域における南海トラフ地震対策の推進(知事)                      H27:中山間地域での守りと攻めの農業の展開(知事)                      H28:農業・農村を支える基盤整備事業の促進(知事)                      H29:農業・農村を支える基盤整備事業の推進(知事)                      H30:農業・農村を支える基盤整備事業の推進(知事)                      R元:農業・農村を支える基盤整備事業の推進(知事)</p>	<p>・ 農業を巡る環境は、生産コストの高止まりによる農業所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進行など、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>・このような中、国内外との産地間競争に打ち勝つことができる農業を展開し、「農を強くする」ためには、地形条件や地域のニーズに応じた基盤整備により優良農地を確保するとともに、経営体(担い手)の育成を強化し、生産の増、所得の向上、担い手の増の「好循環」を実現し、農業の「拡大再生産」を図ることが必要。</p> <p>・ また、ため池は農業用水を確保する貴重な水源である一方で、南海トラフ地震や集中豪雨等の発生により、決壊すれば下流域の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある施設でもあり、安心して暮らし、安定した農業生産を持続していくためには、ため池の耐震化整備や豪雨対策を早急に実施し、「農村を守る」ことも必要。</p> <p>・ 農業農村整備事業は、こうした政策全体を支える根幹であり、令和2年度では、「防災減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を含めた当初予算と令和元年度補正予算を合わせると、令和元年度を上回る予算が確保された。引き続き、対策を切れ目なく実施していくためには、令和3年度当初予算において十分かつ安定的な予算の確保が必要。</p>	
11	1次産業の活性化		★	畜産クラスター事業の継続と事業内容の拡充	畜産業の振興を図るために次の取り組みを提言 ・規模拡大や畜産団地などの施設整備等のための十分な予算の確保を行うこと ・施設整備に必要な土地の取得までに数年の期間を要するため、少なくとも10年以上は事業を継続すること	農業振興部	畜産振興課	農林水産省	<p>H26年度補正予算でTPP関連対策として畜産クラスター事業(畜産競争力強化対策整備事業、H27補正以降:畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業)が創設された。</p> <p>&lt;政策提言の状況&gt;                      H27:畜産クラスター関連事業の充実、強化(知事)                      H28:畜産クラスター事業における十分な予算確保と支援対象の拡充(知事)                      H28:畜産クラスター形成に必要な予算確保と補助対象の拡充(知事)                      H28:畜産クラスター形成に必要な予算確保と産地食肉センター整備への支援(知事)                      H29:畜産クラスター形成に必要な予算確保と産地食肉センター整備への支援(知事)                      H30:畜産クラスター事業の充実と支援強化並びに強い農業づくり交付金の支援継続と予算の確保(部長)                      H30:「畜産クラスター事業」と「強い農業づくり交付金」の支援継続と十分な予算の確保(知事)                      R元:畜産クラスター事業の十分な予算の確保と事業内容の拡充(知事)</p> <p>&lt;これまでの事業活用実績(施設整備)&gt;                      ・H27:大川村(肉用牛 畜舎等整備、堆肥舎改修) 補助金 49,900千円                      ・H28:四万十町(養豚 畜舎整備・補改修) 補助金 50,232千円                      ・H28:土佐町(肉用牛 堆肥舎整備) 補助金 17,096千円                      ・H29:梶原町(肉用牛 畜舎等整備、繁殖雌牛導入) 補助金 107,491千円</p>	<p>・ TPP11や日欧EPA、日米貿易協定による国内畜産業への影響が懸念され、特に、牛肉については、国の試算(令和元年12月23日時点)で最大786億円もの減少(TPP11+日米貿易協定)が見込まれている。</p> <p>・ また、我が国の畜産物の国内消費仕向に占める輸入品の割合は、牛肉で65%、豚肉で51%(平成30年度、重量ベース)に達していることから、輸入畜産物との競争がさらに激化すれば、中山間地域の畜産業を維持することが困難となる恐れがある。</p> <p>・ こうした中、本県では、規模拡大による収益性の向上や、特色ある畜産物の生産によるブランド化に向けた取り組みを進めており、特に、規模拡大等に活用可能な畜産クラスター事業は農家の評価も非常に高く、本県でも、四万十町(養豚)、梶原町(肉用牛)などにおいて産地の拠点となる大規模畜産施設の整備に活用。</p> <p>・ しかしながら、新たな施設整備に必要な土地を取得するまでには、適地の選定や地権者との調整などに数年の期間を要するうえに、中山間地域での規模拡大は、環境問題への対応から住宅を避けるため土地造成を行わざるを得ず、畜舎整備以外にも多額の経費がかかるため、本県では、規模拡大に踏み出せない事例も出てきている。</p> <p>・ 畜産業の生産基盤の強化に資する畜産クラスター事業の取り組みをより強力に推進するため、事業の少なくとも10年以上の継続と中山間地域での基盤整備を伴う大規模な施設整備等に対する手厚い支援が必要。</p>	
12	1次産業の活性化			林業・木材産業を支える人材の育成支援の充実	林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給を担う人材の育成確保のため、緑の青年就業準備給付金事業の十分な財源確保が必要	林業振興・環境部	森づくり推進課	林野庁	<p>&lt;政策提言の状況&gt;                      ・H28 政策提言(部長)「緑の青年就業準備給付金事業の拡充」                      【成果】H29年度政府予算 280百万円                      ・H29 政策提言(知事)「林業・木材産業を支える人材の育成支援の充実」                      【成果】H30年度政府予算 272百万円                      ・H30 政策提言(知事)「林業・木材産業の成長産業化」(人材育成支援についても含めた内容で実施)                      【成果】H31年度政府予算 272百万円                      ・R元 政策提言(部長)「林業・木材産業を支える人材の育成支援の充実」                      【成果】R2年度政府予算 376百万円</p>	<p>林業の担い手については、就業前の人材育成の動きが活発になっており、平成24年度に開校した京都府立林業大学校をはじめ、これまで19道府県で林業大学校等が設置され、国の「緑の青年就業準備給付金事業」を活用した給付金制度を設け、研修生が経済的に安心して研修を受けられるよう支援を行っています。</p> <p>本県においては、平成30年度に林業大学校として本格開校し、定員を20名から50名へと大幅に増加いたしました。</p> <p>他方で、定員の増加や今後も他県で新たな林業大学校等の創設に向けて準備が進められているところであり、今年度から研修生への給付額の上限も引き上げられるなど、全国的に増加することが見込まれる研修生のサポート体制を充実強化していくためには、「緑の青年就業準備給付金事業」の財源確保に努めていただくことが必要となります。</p>	

令和3年度国の政策等に対する政策提言一覧(案)【中山間対策関連】

番号	分類	新規項目 ○	知事対応 ★	項目名	提言の具体的内容	部局等名	課名	提言先 省庁等名	これまでの取り組み等の状況	政策提言を必要とする理由・背景・課題等	備考 (特記事項ほか)
13	1次産業の活性化	○	★	林業分野における外国人材の活用	<p>○技能検定制度の早期創設 全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターや全国木材組合連合会が取り組んでいる技能検定制度の早期創設に向けた活動への積極的な支援</p> <p>○外国人技能実習制度への職種追加 外国人技能実習制度における2号対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チップ)」の追加</p> <p>○特定技能制度への職種追加 外国人技能実習制度への職種追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加</p> <p>○制度創設と並行して、送り出し国との関係構築に向けた取組の推進 日本へ研修生の送り出しを希望する国々との情報交換により、相互理解を深め、円滑な研修生の送り出しにつなげていただきたい</p>	林業振興・環境部	森づくり推進課	林野庁	—	<p>・我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。</p> <p>・しかしながら「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チップ)」は、同制度の2号対象職種に指定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技術移転を行う上でも課題となっています。</p> <p>・林業技能の習得については、国では「緑の雇用」制度によって林業従事者を育成するために3年間支援を行っていることから、外国人技能研修の技能習得についても同等の期間が必要です。</p> <p>・また木材加工の分野においても、一般住宅から大型公共施設まで製材品が使われる中、製品に求められる品質が高まるとともに、製品の種類も多岐に渡ることから、例えば、公益社団法人日本木材加工技術協会が認定する木材乾燥士においては、受験資格で高等学校を卒業した者は3年以上の実務経験が必要であると定められています。</p> <p>・このため、技能検定制度を早期創設し、「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チップ)」を技能実習2号への追加が必要です。あわせて、外国人材を労働力として活用できるよう、特定技能制度1号の対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野(製材、集成材、チップ)」を追加することが、これからの林業・木材産業の発展のためには不可欠です。</p>	
14	1次産業の活性化	○	★	デジタル技術を活用したスマート水産業の推進	<p>1 漁場予測システムの開発による操業の効率化や産地市場への自動計量システムの導入による水揚げ情報の迅速な把握など、高度なデジタル技術を活用した地域の取組が円滑に進むよう、国として水産業のスマート化に関連する予算を十分に確保することを提言</p> <p>2 水産業のスマート化を加速するため、国の試験・研究で得られた技術や知見を地方とも共有し、普及を図るなど、国と地域との連携・協力を一段と深めるよう提言</p>	水産振興部	水産政策課	農林水産省 水産庁	なし	<p>漁業者の減少や高齢化が進む中、漁業生産額を維持していくためには、AIやIoTなどのデジタル技術を活用した操業の効率化や産地市場のIoT化など、漁業現場の生産性の向上や適切な資源管理を進めることが必要。</p> <p>そのため、本県では、漁場予測システムの開発や産地市場への自動計量システムの導入など、生産から流通、販売までの各段階においてデジタル化を推進しているところ。</p> <p>こうした取組が円滑に進むよう、必要かつ十分な予算を確保するとともに、地域との連携・協力を深め、水産業のスマート化を一段と加速することを提言。</p>	
15	1次産業の活性化		★	漁業の担い手確保対策の強化	<p>漁業の担い手確保が喫緊の課題である中、操業の経験が乏しい新規漁業就業者の経営が安定するまでには複数年を要することから、農業分野と同様に、就業後の所得を一定期間補填する制度の創設を提言</p>	水産振興部	漁業振興課	農林水産省 水産庁	<p>〈政策提言の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 漁業の担い手確保対策の強化(部長) 新規漁業就業者の就業直後の経営を支援するため、「青年就農給付金」と同様の制度を創設するよう提言</li> <li>・H29 漁業の担い手確保対策の強化(部長) 新規漁業就業者の就業後の経営を支援するため、「農業次世代人材投資事業」と同様の制度を創設するよう提言</li> <li>・H30 漁業の担い手確保対策の強化(部長) 新規漁業就業者の就業直後の経営を支援するため、就業後の所得を一定期間補填する制度の創設を提言</li> <li>・R1 新規漁業就業者の経営安定と定着促進のための支援について(知事) ①新規漁業就業者の経営安定に資する支援制度(就業後の生活費支援)の創設 ②漁業の担い手対策に取り組む組織が新規漁業就業者に一定期間貸与する漁船の取得に対する支援措置</li> </ul>	<p>全国的に漁業者の減少や高齢化が進む中、本県においても新規漁業就業者の確保は喫緊の課題であることから、様々な取組を進めている。</p> <p>具体的には、平成31年4月に一般社団法人高知県漁業就業支援センターを設置するとともに、研修内容を充実した結果、令和元年度の研修生は前年度よりも大幅に増加。</p> <p>一方で、新規漁業就業者は経営が安定するまでに複数年を要し、その間は収入も少ないことから、漁業収入安定対策に加えて、一定期間の生活費の支援が必要。</p> <p>このため、新規漁業就業者の経営安定と定着促進に向けて、就業後の所得を補填(生活費を支援)する制度の創設を提言。</p>	